

後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯主の収入が減少した世帯の人などに対して、申請により後期高齢者医療保険料を減免します。

●対象者

①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入(事業・不動産・山林・給与の収入)などが減少する見込みで、次の全てに当てはまる人

◇世帯主の事業収入などのいずれかの減少額が、令和3年中の当該収入の10分の3以上

◇世帯主の令和3年中の合計所得金額が1000万円以下

◇世帯主の減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の令和3年中の所得の合計が400万円以下

●減免額

①全額

②一部または全額

※計算の結果、減免されない場合があります。

●対象となる保険料 令和4年度に係る現年度分および過年度分(令和3年度相当分)の保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限があるもの

●申請方法

申請書(申請先で配布、または市ホームページからダウンロード)に次の書類を添えて提出または送付

◇対象者① 医師による死亡診断書や診断書など

◇対象者② 収入を証明する書類など

※書類不備は受け付けできません。



●申請期限 令和5年3月28日(火)

●申請と問い合わせ先

国保年金課医療担当

☎(580)1847

後期高齢者医療保険の傷病手当金

後期高齢者医療制度に加入する被用者(会社などに雇用されて給与を得ている人)が新型コロナウイルス感染症への感染、または感染の疑いがある場合に、休業しやすい環境を整備することを目的として、働けない期間に傷病手当金を後期高齢者医療広域連合が支給します。

●対象者 福岡県後期高齢者医療制度に加入し、会社に勤めて給与の支給を受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり、感染の疑いがある人

※無症状の濃厚接触者や自粛要請・事業主の指示などで働けなかった場合は対象外です。

●支給期間 感染または感染の疑いがあることで、働けなくなった日より3日を経過した日(4日目)から働くことができるようになった日の前日まで

※勤務を予定していない日は除く。

●支給額(金額の算出方法)

(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 2 / 3 × 日数(支給対象となる日数)

給対象となる日数)

※給与などの全部または一部を受けることができる場合は、支給額を調整されたり、支給されない場合があります。

※1日あたりの支給額には限度があります。

●適用期限 9月30日(金)

※ただし、入院が継続するとき、最長1年6カ月まで

●申請方法 直接窓口(申請書・医師の意見書(医療機関を受診した場合)・事業主の証明書を提出)

※様式は市または福岡県後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードするか、問い合わせください。



市ホームページ



広域連合ホームページ

●申請と問い合わせ先

国保年金課医療担当

☎(580)1847